

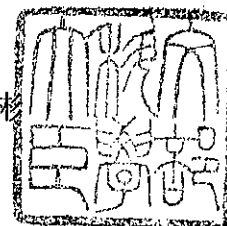


第 20 回原子力委員会
資料第 1-1 号

16 諸文科科第 3450 号
平成 17 年 5 月 30 日

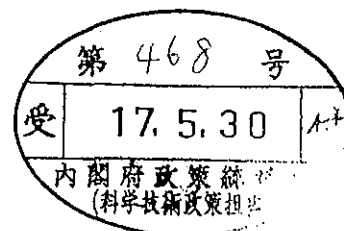
原子力委員会委員長 殿

文部科学大臣
中山 成彬



核燃料サイクル開発機構 大洗工学センターの
原子炉設置変更（重水臨界実験装置の変更）について（諮問）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第 26 条第 1 項の規定に基づき、核燃料サイクル開発機構理事長 殿塚 猷一から平成 17 年 1 月 21 日付け 16 サイクル機構（大洗）255（平成 17 年 3 月 14 日付け 16 サイクル機構（大洗）272 をもって一部補正）をもって別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第 26 条第 4 項において準用する法第 24 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準に適合していると認められるので、法第 26 条第 4 項において準用する法第 24 条第 2 項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会の意見を求める。



別紙

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

本申請に係る変更は、核燃料サイクル開発機構 大洗工学センターの重水臨界実験装置における使用済燃料の処分の方法について、「使用済燃料のうちウラン・アルミニウム合金燃料は、原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下「日米協定」という。）を締結している米国のエネルギー省に引き渡す。その他の燃料については、重水臨界実験装置施設内に保管又は日本国内の他施設に引き渡し、再処理若しくは保管する。」に変更するものである。

1. 法第24条第1項第1号（平和利用）

本申請については、

- ・ 原子炉の使用の目的を変更するものではないこと
- ・ 日米協定に基づいて米国に引き渡された当該ウラン・アルミニウム合金燃料の利用は、日米協定に基づき米国において平和的目的に限って行われること
- ・ その他の燃料については、重水臨界実験装置施設内に保管又は法に基づく日本国内の原子炉設置者、再処理事業者、使用者に引き渡し、再処理若しくは保管されること

から、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本申請については、

- ・ 使用済燃料を日米協定に基づいてアメリカ合衆国のエネルギー省に引き渡すこと並びに重水臨界実験装置施設内に保管又は法に基づく日本国内の原子炉設置者、再処理事業者、使用者に引き渡し、再処理若しくは保管することについては、「学術研究や基礎・基盤研究、医療、人材養成等に大きな役割を果たしてきた研究用原子炉については、これらの分野における今後の役割を見定めながら、その在り方について検討を行うとともに、そ

の使用済燃料の取扱いについては、高濃縮度のウラン燃料の米国への期限内の返還を含め早急に検討を行うことが必要である。」とする我が国の原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画の方針に沿ったものであること

から、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本申請に係る変更は、工事を伴わないため、資金を必要としない。このことから、原子炉を設置変更するために必要な経理的基礎については問題ないと認められる。